

## COP30 の結果について ～理想と現実のさらなる乖離、過渡期を迎えた COP～

日本エネルギー経済研究所 坂本敏幸

### 1. はじめに

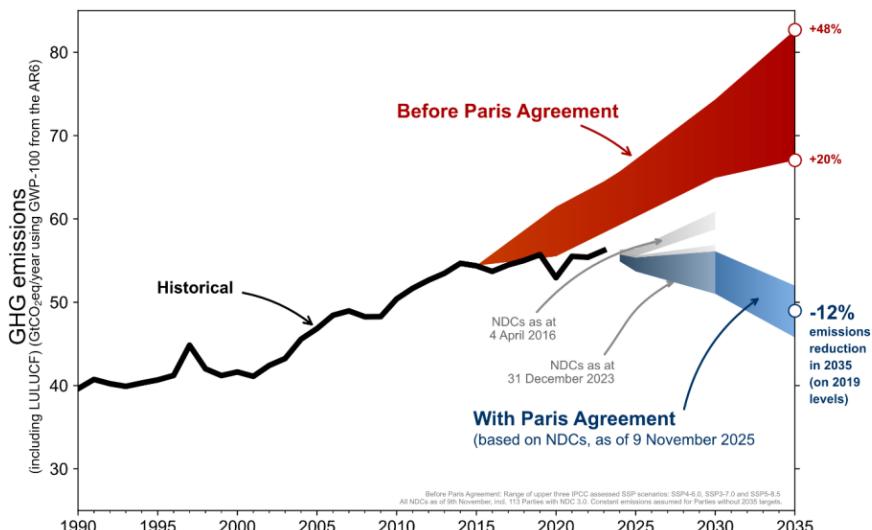
ブラジルのアマゾン川河口の街であるベレンで開催されていた COP30 は、予定された開催期間を 1 日延長して終了した。COP30 は、パリ協定採択から 10 年、京都議定書発効から 20 年、気候変動枠組条約の初回 COP 開催から 30 年という歴史の節目に当たる年に開催された。

本来あればその歴史の成果を喧伝したいところであるが、世界の温室効果ガス排出量が増え続ける中、2024 年は単年で初めて産業革命前に比し気温上昇が 1.5°C を超え (1.55°C)、過去最も暑かった 1 年間となるなど、理想と現実の差が益々顕在化している。目玉となる交渉議題が不在の中、議長国ブラジルは、COP30 では新たな合意を目指すより、過去 10 年間で 400 を超える合意の実施 (implementation) が重要と今年初めから強調してきた。筆者も会期後半に現地参加したので、現場の様子を含め結果を考察したい。

### 2. 新たな NDC の野心と実施のギャップ

2035 年目標の新たな NDC を提出した国のは、本来の提出締切の本年 2 月までで日本を含む僅か 16 カ国、国連が NDC 統合報告書を作成するに当たり設定した締切の本年 9 月末までで 64 カ国、COP30 開始直前までも 113 カ国にとどまった。

この 113 カ国の新たな NDC をもとに、国連が世界の温室効果ガスの 2035 年の排出量を予測したのが下図である。確かにパリ協定以前と比べれば大きな前進と言えるが、COP28 のグローバルストックティク (GST) で示された 1.5°Cへの道筋 (2035 年に 2019 年比で 60% 減) には遠く及ばない。これは COP30 の前から想定されていた状況であり、今回の COP30 ではこの野心と (政策の) 実施のギャップをどう埋めるかが大きな論点となった。



出所：UNFCCC

GST では、各国が決める形で進める取組として、2030 年までに再エネ設備容量 3 倍、省エネ改善比率 2 倍などの様々な対策が掲げられたが、以前から議論の俎上に上がっていたのが「公正で秩序ある衡平な形での化石燃料からの移行」をどう進めるかのロードマップ策定である。

ブラジルのルーラ大統領が COP 初日にその必要性に言及したこともあり、COP30 では、80 を超える国々が当該ロードマップの策定に賛同したと言われる。しかし、産油国や新興国が反対したことは想像に難くなく、欧州でもポーランドが、またアフリカ諸国も賛同しなかったという。アフリカ諸国にすれば、今後の経済発展に化石燃料が不可欠ということであろう。日本も難色を示したという。結局、今回の Cover Decision (COP 全体の総括文書) では、「化石燃料」という言葉すら一切言及されなかった。

しかし、これで本件が決着したわけでは全くない。ブラジルの COP30 議長は、最終日のプレナリーで、議長自らのイニシアティブとして、森林破壊防止とともに、化石燃料からの移行に関する二つのロードマップを来年の COP31 までに策定することを宣言した。また、コロンビアは、最終日のプレナリーにおいて、「緩和作業計画」というアジェンダの合意文書で「化石燃料からの移行」が盛り込まれていないことを理由に採択を止めようとしたが、これを議長に無視されたことに激しく抗議した。これを受け、議長は来年 6 月の補助機関会合で引き続き議論することを約している。さらに、コロンビアは、来年 4 月にオランダと共に、化石燃料のフェーズアウトに関する国際会議を開催するという。まだまだ出口の見えないせめぎあいは続くであろう。

### 3. 適応

先進国から途上国への適応資金については、COP26 において 2019 年から 2025 年までに倍増させることが合意されている。今回の COP30 では、この適応資金の次期目標が交渉され、「2035 年までに少なくとも 3 倍とする努力を求める」との決着となった。

途上国は、2030 年までに 3 倍（約 1200 億ドル）を求めており、「薄められた」との不満の声が多く聞かれた。また、途上国は、この適応資金の 3 倍は、COP29 で合意された気候資金全体の目標（2035 年までに少なくとも年間 3000 億ドル）の外数とすべきと主張し、先進国は内数と主張したようだが、この点は合意文書では必ずしも明確になっていない。

### 4. 「貿易制限的な一方的措置」の取扱い

ほとんど報道されていないが、今回の COP30 では、BRICS などが EU の CBAM を念頭に「貿易制限的な一方的措置」を正式な議題に加えるよう求め、交渉が行われた。この議論は COP29 から懸案となってきたものであるが、今回、2028 年まで 3 回の 6 月補助機関会合及びその後のハイレベル会合で、「貿易の役割に関連した国際協力の向上」という題目ではあるが、WTO などの関係機関の参加も得て対話を進めることになった。

これまで欧州委員会は、本件は WTO で議論すべきと一蹴してきたが、一定の譲歩を余儀なくされたのではないか。貿易と環境を巡っては、WTO、OECD に加えて、シンクタンクによる非公式な対話の場もいくつか設けられており、今後とも議論の進捗に注目すべきであろう。

## 5. 今後の COP のホスト国

豪州とトルコで競っていたCOP31の開催地については、トルコの地中海リゾート地であるアンタルヤとなったが、交渉の議長は豪州が務めるという折衷案で決着した。また、COP32は、エチオピアの首都アディスアベバとなった。COP が LDC（後発開発途上国）で開催されるのは初めてとなる。

## 6. まとめ

今回の COP30 の Cover Decision の前文には、オーバーシュートなし又は限定的なオーバーシュートで 1.5°C 目標を達成する道筋として、2019 年比で 2030 年 43%、2035 年 60% 削減の目標が言及された。この道筋は、IPCC/WG3 が第 6 次評価報告書 (AR6) で 2022 年に示したものである。その後も世界の温室効果ガス排出量は増加を続けており、[弊所の Outlook 2026](#) でも示したとおり状況は大きく変化している。

IEA は、米国からの強い働きかけもあり、今月発表された WEO では、エネルギーセキュリティ確保のために今後とも化石燃料への投資が必要であることを示すなど、現実路線に転換している。COP では、米国不在ということもあり、今後とも理想と現実が益々乖離した議論が続くということであろう。

また、COP21 でパリ協定が採択され、COP29 でそのルールブックもまとまり、COP は過渡期を迎えたように思われる。今回、COP29 で合意できなかった「公正な移行に関する UAE 作業計画」が合意され、Cover Decision の中で “Global Implementation Accelerator”、“Belém Mission to 1.5”、気候資金に関する 2 カ年作業計画といった新たなイニシアティブが立ち上がることとなった。一概には言えないものの、これらは基本的には対話を重ね、その成果をレポートにとりまとめるといった協力的、促進的プロセスであり、新たなコミットメントにつながるとは考えにくい。

今後とも、排出削減の野心レベルを上げようとする先進国と、資金援助を求める途上国とのつばぜりあいは続くものの、今回の Cover Decision が言及したとおり、“From negotiation to implementation” ということだろう。

次なる COP の山場は GST2 の結果が交渉される 2028 年の COP33 と思われる。しかし、IPCC では、AR7 を GST2 に間に合わせるべきという先進国と、急ぐべきではないという中国、サウジなどの新興国との間で紛糾しており、今も次期 AR7 の公表時期を合意できずにいる。もし AR7 の公表が COP33 に間に合わなければ、GST2 の意義も薄れることになりかねない。その意味でも COP は過渡期を迎えていくように思われる。